4-3. JIプロジェクトの計画策定

【第1トラック、第2トラック共通】

- ◆ JIプロジェクトの計画策定に際しては、以下のような事項に留意することが必要
 - ☞原子力施設から生じたクレジットについては、国の数値目標の達成に活用することは控えることとされている
 - ☞ 吸収量増大プロジェクトの対象活動は京都議定書3条3項及び4項(P40参照)に係るものに限定
 - ⇒ただし、森林経営によるクレジットについては、ホスト国側に発行量の上限がある(P31参照)
- ◆ JIプロジェクトからのERUの発行は、2008年(第1約束期間の開始年)以降であるが、JIプロジェクトの対象となり得るのは2000年時点で開始されているプロジェクト
 - ☞「開始」の定義は、特定されていない

【第2トラック】

- ◆ JIプロジェクトとして適格性が決定されるためには<u>プロジェクト設計書</u>を作成 することが必要
 - ☞ JIのプロジェクト設計書の詳細は、6条監督委員会が、CDMのプロジェクト設計書(P12参照)を考慮して検討を行い、COP/MOPで審議される
 - ☞ベースライン設定、モニタリング計画、環境影響分析(又は環境影響 評価)を含んでいることが必要
- ◆ ベースライン設定、モニタリングの基準、報告の指針については、6条監督 委員会がCDM理事会での検討を基に見直し等を行っていくことになっている

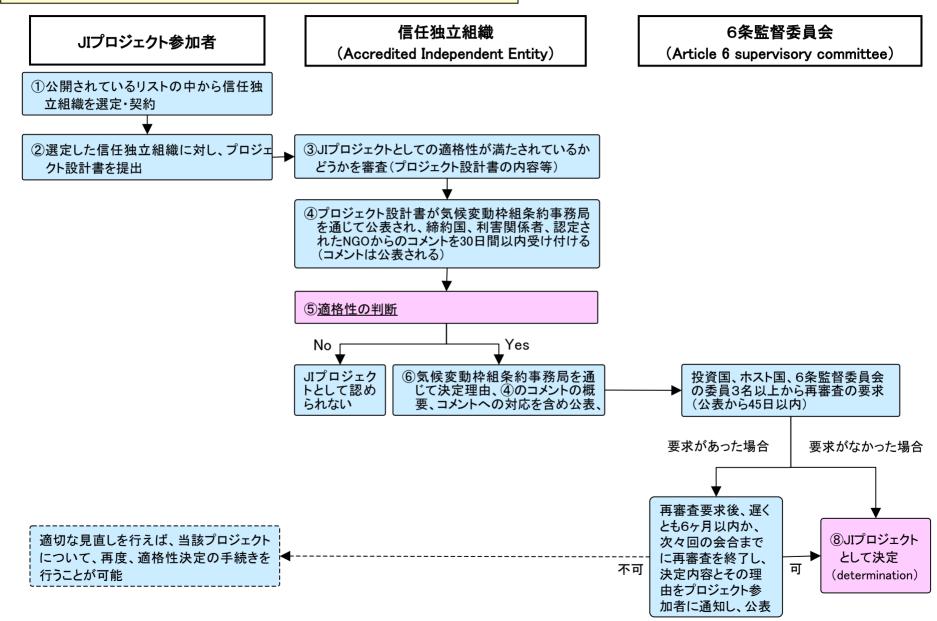
ベースラインの設定

- ◆ JIのベースラインの設定に際しては、以下のようなことが必要
 - ☞ 個別のプロジェクト毎に設定するか、又は複数の類似プロジェクト に適用可能な排出係数を用いる
 - ☞ベースラインの設定を、手法・前提・方法・変数・データ出所・重要 な要因の選択について透明性があること
 - ☞ ホスト国の政策・状況(例:産業政策、エネルギー事情、発電所立 地計画、経済状況等)を考慮すること
 - ☞プロジェクトの範囲外の活動の縮小によるERUは含めないこと 等

モニタリング計画

- ◆JIのモニタリング計画には以下のような事項 が含まれていることが必要
 - ☞ クレジット期間におけるプロジェクト境界 (P14参照)内の、温室効果ガス排出量・吸収量の計測・推測、及びベースラインを設定するために必要な全ての関連データの収集・保管
 - ☞リーケージ(P14参照)効果による、クレジット期間におけるプロジェクト境界外での 温室効果ガス排出増加量・吸収減少量 データの収集・保管
 - 環境影響分析・評価に関する情報の収集・保管
 - ☞ モニタリング・プロセスの品質保証、品質 管理のための手続き
 - ☞ JIプロジェクトによる排出削減量・吸収増加量の定期的な算出や、リーケージ効果の把握のための手続き等

4-4. 【第2トラック】JIプロジェクトの適格性決定の手順



可

4-5. 【第2トラック】JIプロジェクトの排出削減量の決定の手順

信任独立組織 6条監督委員会 JIプロジェクト参加者 (Accredited Independent Entity) (Article 6 supervisory committee) ①信任独立組織に、排出削減量(又は吸 ②排出削減量(又は吸収増大量)の決定 収増大量)について、モニタリング計画 ☞報告された排出削減量(又は吸収増大量)が、 に沿った報告書を提出 モニタリング計画に沿って算出されているか どうかを確認 提出を行う頻度は明確化されていない ③決定内容と理由を、気候変動枠組条約事務局を 通じて公表 公表後、15日以内に投資国、ホスト国、6条監督 委員会の委員3名以上から再審査の要求 要求があった場合 要求がなかった場合 再審查 要求後、遅くとも30日以内 4排出削 しない 減量が か、次の会合までに再審査 するかどうかを決定 決定 再審查実施決定後、30日以 内に再審査を終了 決定内容とその理由をプロジェ クト参加者に通知し、公表

4-6. ERUの発行・移転の手順

- ①ホスト国が、自国のAAU又はRMU を、ERUに転換する
- ②ERUをホスト国からJIプロジェクト 参加者に移転する

ERUの活用についての 留意事項はP31、32参照

- ◆ERU発行に応じた量のホスト国のAAU又はRMUが減少する
 - ☞ 排出削減量(又は吸収増大量)とERU発行量との関係について、予めホスト国と合意しておくことが必要
- ◆ERUをプロジェクト参加者に移転する
 - ☞ プロジェクト参加者が事業者の場合、国別登録簿に当該事業者の口座が開設されていることが必要(日本での開設手順は未定)
- ◆(必要に応じて)JIプロジェクト参加者の間でERUを分配する
 - ☞ プロジェクト参加者が複数の場合は、それらの間での分配比率を予め決めておくことが必要
 - ⑤ 公的資金を活用している場合、政府との分配比率を予め決めておくことが必要

参考:信任独立組織の信任取消による既存のJIプロジェクトへの影響(信任独立組織の指定停止についてはP23参照)

- ☞第2トラックのJIプロジェクトの適格性決定、排出削減量(又は吸収増大量)の決定を実施した信任独立組織が信任の一時停止・取消となっても、 当該プロジェクトの決定事項に関して重大な欠陥がない限り、当該プロジェクトに対する影響はない
 - ⇒「重大な欠陥」の定義は、特定されていない
- ☞重大な欠陥があった場合、6条監督委員会が指定する別の信任独立組織が、欠陥の再審査・訂正を実施する
 - ⇒ 再審査のための費用は、指定が一時停止・取消された独立組織が負担する
- ☞ 再審査の結果、過剰なERUが発行されていたことが判明した場合、指定が一時停止・取消された独立組織が、再審査終了後30日以内に過剰発行 分に相当するAAU又はERUを獲得し、ホスト国の取消口座(cancellation account)に入れなければならない

日本がJIプロジェクトのホスト国となる場合

- ◆ JIでは、日本がホスト国となる場合もあり得るが、その場合、「4. 共同実施(JI)の活用」で記載したホスト国の扱いと同 ーとなる
 - ☞ 日本が京都メカニズムの参加資格を満たしているかどうかで、第1トラックと第2トラックに分かれる
- ◆いずれの場合についても、日本における具体的な手続きは未定

5. 排出量取引の活用

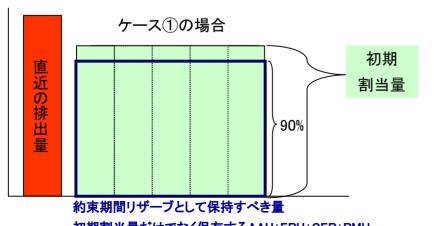
5-1. 全体の流れ

排出量取引の手順について、京都議定書やマラケシュ合意で明確に規定されている訳ではないが、事業者が排出量取引を活用して排出枠を獲得するまでの手順は、以下のようになると想定される

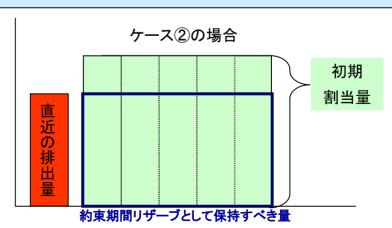
◆ 事業者(ここでは受け手(買手)とする)が、他国における排出枠の供給者(ここでは出し手(売 手)とする)と、排出枠の獲得・移転に関する商取引上の合意を行う ☞ 受け手、出し手が、排出量取引の参加資格を有していることが必要 ①商取引の合意 ☞ 合意すべき事項としては、獲得・移転する排出枠の量、識別番号(P34参照)、価格、獲得・ 移転時期、支払い方法等が想定される ◆ 出し手が自国の国別登録簿(P33参照)に排出枠の移転要求を出す ◆ 国別登録簿は取引ログ(transaction log、P36参照)に、当該排出枠の移転要求を通知する ◆ 取引口グは当該移転・獲得が、排出量取引の国際ルールに照らし合わせて問題がないかど うかをチェックする ②取引ログによる ☞ 取引ログは気候変動枠組条約事務局が管理するコンピュータによるチェック・システム ☞ 排出量取引の国際ルールとして代表的なものは、約束期間リザーブ(CPR: 確認 Commitment Period Reserve、P29参照)の保持 ☞他の国際ルールについてはP31を参照 ☞ チェックの結果、問題が有れば出し手側の国別登録簿が当該移転を中止する ◆ 受け手が排出枠を獲得する(出し手から見ると移転)される ☞ 排出枠の獲得・移転は、出し手・受け手のそれぞれの国別登録簿(P33参照)が書き換え ③排出枠の獲得・ られた時点で、正式に完了する 移転 ◆ 正式に排出枠の獲得・移転が行えるのは、受け手、出し手それぞれの参加を認めた国が、京 都メカニズムの参加資格を獲得した時以降(概ね2008年前後) ☞①の商取引の合意については、2007年以前となることも想定される

5-2. 約束期間リザーブ

- ◆ <u>約束期間リザーブ(CPR: Commitment Period Reserve)</u>とは、排出量取引において先進国(附属書 I 国)が排出枠を売りすぎて、結果として第1約束期間終了時点で、当該国の温室効果ガス排出量が保有している総排出枠を越えてしまう(数値目標の不遵守)ことを防ぐことを目的としている
- ◆ 排出枠の移転量を制限するために、締約国は、以下のうちいずれか低い量の排出枠(AAU、ERU、CER、RMUの合計)を約束期間リザーブとして常に国別登録簿内に保持することが必要(下図参照)
 - ☞ <ケース①>初期割当量の90%(日本の場合、[基準年排出量×94%×5年分]の90%)
 - ☞ <ケース②>直近の報告における国の排出量の5倍
 - ⇒ 日本の場合は、最近の排出量が基準年排出量を上回っているため、ケース①が適用されることが想定される
 - □ ロシア等は、最近の排出量が基準年排出量を下回っているため、ケース②が適用されることが想定される
 - ⇒ ケース②の場合、毎年、排出量が報告されるたびに、約束期間リザーブとして保持すべき排出枠の量は変動する ことになる
- ◆ ある排出量取引に伴う一定量の排出枠の移転(販売)によって、当該国の約束期間リザーブが保持すべき量を下回る場合、 その移転を行うことができない
- ◆ ケース②で排出量報告に伴い約束期間リザーブとして保持すべき排出枠の量が変動し、結果として保有している排出枠が 保持すべき量を下回った場合等には、当該国は気候変動枠組条約事務局からの通報を受ける
 - ☞ 当該国は、通報後30日以内に約束期間リザーブを回復することが必要
- ◆ 第2トラックによる共同実施(JI)によるERUの移転については、約束期間リザーブによる移転の制限は適用されない
- ◆ 約束期間リザーブの保持は、国としての義務



初期割当量だけでなく保有するAAU+ERU+CER+RMUの合計(総排出枠)が超えていればいい



初期割当量だけでなく保有するAAU+ERU+CER+RMUの合計(総排出枠)が超えていればいい

6. 京都メカニズム活用に際しての留意事項

6-1. 京都メカニズムの参加資格

国の参加資格

- ◆ 先進国(附属書 I 国)が京都メカニズムを活用*するためには、以下に挙げる<u>京都メカ</u>ニズムの参加資格をすべて満たすことが必要
 - ☞京都議定書の締約国であること
 - ☞ 初期割当量を算定し、算定に関する必要な補足情報を提出(2007年初まで)していること
 - ☞ 温室効果ガスの排出量及び吸収量の算定が行える国内システムを整備していること(2007年初まで)
 - ☞ 直近の排出量及び吸収量目録(inventory)を毎年提出していること ⇔うち、第1約束期間については排出量目録について内容審査に合格していること(P37参照)
 - ☞国としての排出枠保有量の管理を行うための国別登録簿(national registry、P33 参照)を整備していること(2007年初まで) 他

※ここで「活用する」とは、①排出量取引については排出枠の移転・獲得を行うことを指す。②CDMについては、獲得したCERを国が約束の履行に用いることを指す。CERの発行や獲得には特に資格要件はない。③JIIについては、生じたERUを獲得することを指す。自国で生じたERUを移転するための資格要件は、京都議定書の締約国であること、初期割当量が算定されていること、国別登録簿を整備していることである。

事業者の参加資格

- ◆ 先進国(附属書 I 国)の事業者によるCDMやJIプロジェクトの実施、CDM登録簿内へのCERの発行(P17参照)・分配は、国が参加資格を有していなくても可能
- ◆ 事業者が京都メカニズムを活用して、排出枠の獲得・移転を行うためには以下のこと が必要
 - ⇒ 当該事業者が参加の承認を得ている国が、京都メカニズムの参加資格を有していること
 - ☞ 国別登録簿の中に、事業者の保有する排出枠を管理するための"法人用保有口座"(P33参照)が開設されていること)
 - ⇒具体的な日本の開設手続きは未定
 - ☞ 国が参加資格を取得する前の段階から、CDMやJIプロジェクトの準備は可能
- ◆ 事業者が活用する場合でも、京都議定書の目標達成義務は国にある

参考:国の参加資格の取得

- 写国が京都メカニズムの参加資格を有しているかどうかは、京都議定書のために設立される「遵守委員会・執行部」が判断する
 - 遵守委員会・執行部の委員は10名(国連方式の5地域代表の5名、附属書 I 国2名、非附属書 I 国2名、島嶼国1名)
 - ⇒国連方式の5地域とは、アジア、中南米・ カリブ海、東欧、西欧・北米、アフリカ
 - □ 10名のうち附属書 I 国から4名、非附属書 I 国から6名
- ■国は参加資格を満たしていることを2007年初までに気候変動枠組条約の事務局に報告し、報告後16ヶ月後までに、執行部から問題提起されない限り、参加資格を満たしていることになる
 - ⇒16ヶ月以内であっても、執行部が認めれば、参加資格を有することになる
 - ⇒ その後も毎年の排出量目録等に関し遵 守委員会執行部が資格を満たしていな いと判定しない限りは、資格を満たして いることとなる

参考:国の参加資格の停止と回復

- ☞ 遵守委員会・執行部が、ある国が京都メカニズムの参加資格を満たさなくなったと判断した場合、当該国は京都メカニズムの活用ができなくなる(当該国に承認されていた事業者も同様)
- ☞ 参加資格が停止された国は、回復のために 必要な措置を講じた上で執行部に対して参 加資格の回復申請を行う
- 執行部が、引き続き参加資格を満たしていないと判断しない限り、参加資格が回復される
 (事業者も同様)

6-2. 排出枠の獲得量・発行量の上限

排出枠の活用に際しては、国際ルールの各種の制限がある。これらの制限は、京都メカニズムを活用しようとする国に対する制限であるが、事業者も間接的に影響を受けることが想定される。

京都メカニズム活用の補足性

- ◆ 京都議定書の数値目標の達成に際して、京都メカニズムの活用は国内対策に対して補足的(supplemental)で、国内対策が数値目標の達成のための努力の重要な要素(significant element)でなければならないとされている
 - ☞ 京都メカニズムの活用(排出枠の獲得)が定量的に制限されている訳ではない

吸収源活動CDMによるCERの獲得量上限

◆ 吸収源活動のCDMプロジェクト(第1約束期間については新規植林・再植林に限定)によるCERについては、基準年排出量の1%×5倍が獲得上限 ☞ 獲得上限はネット(総獲得量-総移転量)

森林経営の吸収源活動JIによるERUの発行量上限

- ◆ 吸収源活動の中で、森林経営のJIプロジェクトによるERUについては、各国毎に発行量の上限が決まっている
 - 具体的には、国内における森林経営によるRMU発行分と、 森林経営JIによるERU発行量の合計値に対して上限がある
- ◆ 新規植林・再植林のJIプロジェクトによるERUについては、発行 量の上限はない

参考:日本の吸収源活動CERの獲得量上限

日本の基準年排出量(P1参照)は12億2900万t(CO_2 換算)となっている。したがって、(12億2900万t)×(1%)×(5年)=6145万t- CO_2 が、第1約束期間の日本の吸収源活動CER獲得の上限となる。

参考:日本の森林経営によるクレジットの発行量上限

日本の森林経営によるクレジットの発行量上限は、マラケシュ・アコード (P2参照)において1300万t(C換算) / 年となっている。したがって、4767万t(CO_2 換算) ×(5年) = 2億3833万t- CO_2 が、第1約束期間の日本の森林経営の吸収源活動によるクレジットの発行量の上限(JIによるものを含む)となる。

6-3. 排出枠の繰越し制限

排出枠の次期約束期間への繰越し(carry over)に際しては、国際ルールの各種の制限がある。これらの制限は、京都メカニズムを活用しようとする国に対する制限であるが、事業者も間接的に影響を受けることが想定される。

ERUの繰越し制限

- ◆ JIプロジェクトで獲得したERUについては、初期割当量の2.5%までしか繰り越すことができない
- ◆ RMUから変換されたERUは繰り越 すことができない

CERの繰越し制限

◆ CDMプロジェクトで獲得したCERに ついては、初期割当量の2.5%まで しか繰り越すことができない

RMUの繰越し制限

◆ RMUについては、繰り越すことができない

参考:日本のERU、CERの繰越し上限

日本の初期割当量(P1参照)は57億7630万 $t(CO_2$ 換算)と算定できる。したがって、(57億7630万t)× $(2.5\%)=1億4441万<math>t-CO_2$ が、第1約束期間の調整期間末における日本のERU及びCERの繰越し上限となる。

◆ AAUには繰越し制限はない

6-4. 国が不遵守の場合の制限

- ◆ 第1約束期間の調整期間末(P39参照)において、結果として国が京都議定書の不遵守(「総排出量」>「総排出枠」)となった場合、その国の承認を得て参加している事業者は、以下のような制限がかかることになる
 - ☞ 国としての排出枠の移転資格が停止される(事業者も同様)ため、海外への排出枠の移転(売却等)ができなくなる
 - ☞個別の事業者が余剰の排出枠を持っていたとしても、次期約束期間に繰り越すことができない
- ◆ なお、国が不遵守となった場合、「総排出量」>「総排出枠」の差分(排出超過分)について、1.3倍した量の排出枠が、次期 約束期間の排出枠から差し引かれる

7. 排出枠の管理方法

※主に京都議定書第7条第4項に関連する事項

7-1. 国別登録簿

- ◆ 先進国(附属書 I 国)各国は、排出枠の発行、保有、移転、獲得、取消、償却、繰越し等を正確に実施するため、<u>国別登録簿</u> (national registry)を設立、運営することが必要
 - ☞ 各国は国別登録簿管理者をおいて国別登録簿を運営する
 - ⇒複数の国が共同で運営することも可能(ただし国別登録簿自体は厳密に区分されていることが必要)
 - □日本の国別登録簿の管理者は未定
 - ☞ 国別登録簿は、標準化され、CDM登録簿(P35参照)や取引ログ(P36参照)とデータ交換が容易な電子データベース
 - ⇒データベースの構造、様式等についてはCOP8 (2002年11月にインドで開催)で決定する予定
 - ⇒各国は2007年初までに国別登録簿を設立し、気候変動枠組条約事務局に報告することが必要
- ◆ 国別登録簿には排出枠(AAU、ERU、CER、RMU)を管理するため、以下に示すタイプの口座が設けられる

①(政府用)保有口座

政府(国)の保有する排出枠を入れる 口座(holding account)。排出枠を獲 得した場合にはこの口座に入れ、排 出枠を移転、取消、償却する場合に はこの口座から出す。

②(法人用)保有口座

国が承認する事業者等の保有する排出枠を入れる口座(holding account)。排出枠を獲得した場合にはこの口座に入れ、排出枠を移転、取消、償却する場合にはこの口座から出す。

③(吸収源活動関連)取消口座

国内の吸収源活動が、結果的に排出となった場合(P41参照)、排出分に見合う排出枠を取り消すための口座(cancellation account)

④(不遵守関連)取消口座

前期約束期間において国が不遵守だった場合、排出超過分の1.3倍の排出枠を取り消すための口座(cancellation account)

⑤(その他関連)取消口座

③④以外の理由(自主的な取消等)によって 排出枠を取り消すための口座(cancellation account)

⑥償却口座

数値目標の達成のために用いる排出枠を入れるための口座(retirement account)。第1約束期間の調整期間末(P39参照)において、総排出量に見合う排出枠が償却口座に入っていることが必要。

- ☞ ①②③⑤については、それぞれ、複数の口座が設けられることもある
- ☞ 3(4)5(6)については、各約束期間ごとに設けることが必要
- ◆ ③④⑤の取消口座に入れられた排出枠は、数値目標の達成に用いたり、移転、次期約束期間への繰越しはできない
- ◆ ⑥の償却口座に入れられた排出枠は、移転、次期約束期間への繰越しはできない

7. 排出枠の管理方法

7-1. 国別登録簿

排出枠の識別番号(serial number)

- ◆ 排出枠にはそれぞれを区別できるよう、1t-CO。毎に識別番号が付される
- ◆ AAUには、それぞれ以下のような識別番号が付される ※以下はイメージ

約束期間 番号	発行国コード (ISO3166の二桁記号)	排出枠タイプ	番号
01	JP	AAU	000000001

◆ RMUには、それぞれ以下のような識別番号が付される ※以下はイメージ

約束期間 番号	発行国コード (ISO3166の二桁記号)	排出枠タイプ	番号	吸収源活動 タイプ
01	JP	RMU	000000001	AF

- ☞吸収源活動には新規植林(afforestation)、再植林(reforestation)、森林 経営(forest management)等の区分がある(P40参照)
- ◆ ERUには、それぞれ以下のような識別番号が付される ※以下はイメージ

約束期間 番号	発行国コード (ISO3166の二桁記号)	排出枠タイプ	番号	プロジェクト 特定番号
01	RU	ERU	000000001	001

- ☞ どのAAU、RMU(吸収源活動の定義含む)が転換されたかわかるように しておくことが必要
- ◆ CERには、それぞれ以下のような識別番号が付される ※以下はイメージ

約束期間	ホスト国コード	排出枠タイプ	番号	プロジェクト
番号	(ISO3166の二桁記号)			特定番号
01	CN	CER	000000001	001

◆ それぞれの排出枠は、各国別登録簿内の一つの口座(P33参照)のみに存在し、 複数の口座に存在することはない

国別登録簿による情報公開

国別登録簿では、秘密でない情報(以下参照)についてインターネットで公開する

- ☞事業者等の保有する口座について も情報公開の対象
- ◆口座に関する情報
 - ☞ 口座保有者名、保有者の代表者 名及び連絡先等
- ◆排出枠の総量に関する情報
 - ☞発行、保有、獲得、移転(移転先情報含む)、取消(理由別)、償却、繰越しのそれぞれ総量等
- ◆口座別の排出枠保有状況
 - ③ 各口座別の年初及び現在の排出 枠の保有量
- ◆JIプロジェクトに関する情報
 - ☞プロジェクト名、場所、ERU発行年、 公開すべき報告書(P25、26参照)
- ◆国によって京都メカニズムへの参加の承認を得ている法人リスト

7-2. CDM 登録簿

- ◆ CDMプロジェクトによるCERの、発行、保有、移転、途上国(非附属書 I 国)による獲得等を正確に実施するため、CDM登録簿 (clean development mechanism registry)を設立、運営する
 - ☞ CDM登録簿は、CDM理事会(P10参照)が設立する
 - ☞ CDM登録簿は、CDM理事会の管理の下で、CDM登録簿管理者(CDM registry administrator)が運営する
 - ☞ CDM登録簿は、標準化され、国別登録簿や取引ログ(P36参照)とデータ交換が容易な雷子データベース ⇒データベースの構造、様式等についてはCOP8 (2002年11月にインドで開催)で決定する予定
- ◆ CDM登録簿はCERの発行、保有、取消等を行うため、以下に示すタイプの口座が設けられる

①(CDM理事会用)保留口座 発行されたCER (P18参照)を 最初に入れる口座(pending) から国別登録簿等に移転さ れる。

②(非附属書 I 国用)保有口座 CDMプロジェクトのホスト国、又 は口座開設を希望する非附属 account)。CERは、この口座 書 I 国の保有するCERを入れ る口座(holding account)

③取消口座

過剰なCERが発行されて いたことが判明した場合に、 過剰発行分に相当する排 出枠を入れて、取り消す (P18参照)ための口座 (cancellation account)

④(収益の配分用)口座 発行されたCERのうち、収 益の一部(share of proceeds、P18参照)として差 し引かれるCERを入れるた めの専用口座

- ☞ ②③④については、それぞれ、複数の口座が設けられることがある
- ☞各口座には、国(ISO3166の二桁記号) /組織識別コード、及び口座を特定するための識別番号が付される
- ◆ 取消口座に入れられた排出枠は、数値目標の達成に用いたり、移転することはできない
- ▶それぞれのCERは識別番号(P34参照)が付され、CDM登録簿内の一つの口座のみに存在し、複数の口座に存在することはない

CDM登録簿による情報公開

CDM登録簿では、秘密でない情報(以下参照)についてインターネットで公開する

- ◆口座に関する情報
 - ☞口座保有者名、保有者の代表者名及び連絡先等
- ◆CER等の総量に関する情報
 - ☞ 発行、移転(移転先情報含む)されたCERの総量、取り消された排出枠の総量等
- ◆口座別のCER保有状況
 - ☞各口座別の年初及び現在のCERの保有量
- ◆CDMプロジェクトに関する情報
 - ☞プロジェクト名、場所、CER発行年、関与した運営組織名、公開すべき報告書(P16、17参照)

7-3. 取引ログ

- ◆ 気候変動枠組条約事務局は、排出枠(AAU、ERU、CER、RMU)の発行、登録簿間での獲得・移転、取消、償却、繰越し等をチェック し有効性を検証するため、取引ログ(transaction log)を設立、運営する
 - ☞ 取引ログは、国別登録簿(P33参照)やCDM登録簿(P35参照)とデータ交換が容易なシステム
 - ⇒システムの技術基準等についてはCOP8 (2002年11月にインドで開催)で決定する予定
 - ⇒取引ログは、第2回目のCOP/MOPまでの設立を目指す
- ◆ 取引ログでは、以下のようなチェックを行う
 - ①排出枠に関する全ての処理(発行、登録簿間での獲得・移転、取消、償却、繰越し等)に対するチェック
 - ☞ 既に償却・取消された排出枠でないかどうか
 - ☞ 2つ以上の登録簿に登録されていないかどうか
 - ᠍過去に不整合が指摘され、まだ解決されていない排出枠でないかどうか
 - ☞ 不適切に発行されていないか
 - ☞ 不適切に繰り越されていないか
 - ☞事業者等の場合、参加が承認(P30参照)されているかどうか

②登録簿間の移転に対するチェック

- ☞ 京都メカニズムに対する国の参加資格が満 たされているかどうか(P30参照)
- ☞ 排出枠の供給国(移転国)の約束期間リザー ブが保持されているかどうか(P29参照)

③吸収源活動CDMによるCER の獲得に対するチェック

☞ CERの獲得上限(P31参照)を 超えていないか

④CERの償却に対するチェック

- ⇒ 当該国が京都メカニズムの参加資格を有しているか(数値目標の達成にCERを活用できるかどうか)
- ◆ 排出枠の処理を行おうとする登録簿は、取引ログ及び(移転の場合はその受け手となる)国別登録簿に対し、その内容を通知する
 - ☞ 取引口グは自動的なチェックを行い、問題がなければその旨を国別登録簿(移転の場合はその受け手を含む)に通知する
- ◆ 排出枠の処理が完了した時点で、登録簿(移転の場合はその受け手を含む)から取引ログに通知する
 - ☞ 移転の場合は、出し手と受け手がお互いに相手の国別登録簿に対し通知を行う
- ◆ 取引ログは全ての処理と処理完了日時を公開する

参考: 取引ログの自動チェックによって問題があるとされた場合

- ☞排出枠の処理を行おうとする登録簿は処理を停止し、取引ログ及び(移転の場合はその受け手となる)国別登録簿に通知する。当該問題は気候変動枠組条約事務局に回付され、京都議定書第8条に基づく検討の対象となる。
- ☞問題があるとされたにもかかわらず処理されてしまった場合、その処理に基づく排出枠は必要な修正が終わるまで数値目標の達成に活用することができない

 ◇ その排出枠の処理に関係した国が30日以内に必要な修正を行う事が必要